

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

○当地域の概要

当市は、四国の北東部にある香川県のほぼ中央にあり、北側は瀬戸内海を挟んで岡山県に隣接し、南側は徳島県との県境に讃岐山地が横たわり、それを源流とする香東川をはじめとした幾筋もの川が流れる讃岐平野に位置する。平成の大合併により、周辺の牟礼町、庵治町、香川町、塩江町、香南町、国分寺町と合併し、現在の市域となり人口41万の都市となった。

○当所管轄地区

当所は、高松市の内、商工会地区である旧山田町（現在の山田地区）および平成の大合併により合併した塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町を除いた区域を管轄地区としている。

（洪水：ハザードマップ）

香川県が公表している洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、当所が立地する市街地地域においても、50cmを超える浸水が予測されている地区がある。また、郊外で事業所が比較的集中する地区にありながら複数の河川が流入する地区においては、最大で5m以上の浸水被害が予測されている。

<国土交通省「川の防災情報」HP ～浸水深の目安～>

浸水深と建物被害

浸水深	浸水程度の目安
0～0.5m	床下浸水（大人の膝までつかる）
0.5～1.0m	床上浸水（大人の腰までつかる）
1.0～2.0m	1階の軒下まで浸水する
2.0～5.0m	2階の軒下まで浸水する
5.0m～	2階の屋根以上が浸水する

浸水深と避難行動

浸水深	自動車走行
0～10cm	走行に関し、問題はない。
10～30cm	ブレーキ性能が低下し、安全な場所へ車を移動させる必要がある。
30～50cm	エンジンが停止し、車から退出を図らなければならない。
50cm～	車が浮き、また、パワーウィンドウ付きの車では車の中に閉じ込められてしまい、車とともに流され非常に危険な状態となる。

＜香川県「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」～本津川流域～＞

（浸水想定区域指定の前提となる降雨）

本津川 本津川流域の1日間総雨量 727mm

＜香川県「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」～香東川流域～＞

（浸水想定区域指定の前提となる降雨）

香東川 香東川流域の1日間総雨量 702mm

＜香川県「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」～春日川・新川流域～＞

（浸水想定区域指定の前提となる降雨）

春日川 春日川流域の2日総雨量 1,009mm

新 川 新川流域の2日総雨量 1,006mm

（土砂災害：ハザードマップ）

当市の「たかまつ防災マップ」によると、市内には小高い山が点在しており、小規模のものも含めると各地で急傾斜地の崩壊や土石流等の危険性がある。

（地震のゆれ：ハザードマップ）

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と言われており、当市の「たかまつ防災マップ」によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、当市では、最大で震度6強のゆれが予測されている。

平成26年3月に公表された香川県地震・津波被害想定では、当市における主な被害想定は下記記載のとおりである。

南海トラフ地震・津波	最大クラスの地震・津波が発生した場合	発生頻度の高い地震・津波が発生した場合
最大震度	6 強	6 弱
津波浸水面積	1, 7 0 1ヘクタール	2 1 8ヘクタール
死者	1, 2 0 0人[冬深夜]	少ないが被害あり[夏12時]
負傷者	4, 6 0 0人[冬深夜]	3 6 0人[冬深夜]
避難者（避難所）	4 3, 0 0 0人	1 3, 0 0 0人
建物被害（全壊）	6, 1 0 0棟[冬18時]	8 4 0棟[冬18時]

※[]は想定時間帯

＜J-SHIS MAP～当市所在地における震度発生確率～＞

（津波：ハザードマップ）

当市の「たかまつ防災マップ」によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、最高津波水位は高松港（朝日地区）で2.7m、高松港（玉藻地区）で2.6m、高松港（弦打地区）で2.5m、高松港（生島地区）で2.4mと予測されており、津波による浸水深は最大で2.0～3.0m、沿岸部の津波浸水面積は1,701ヘクタールと予測されている。

＜「たかまつ防災マップ」～当所地区内沿岸部における津波浸水域～＞

（ため池：ハザードマップ）

当市には大小多数のため池が点在しており、地震により全ての氾濫想定ため池（貯水量10万トン以上）が決壊した場合の氾濫浸水地域が、ハザードマップにより予測されている。当所管内には、ハザードマップ作成対象ため池が23箇所あり、特に、詰田川、春日川、新川流域では、上流域に貯水量10万トン以上の大きなため池が多く存在しているため、一度に決壊した場合、事業所・住宅が密集する下流域で広範囲に1m以上の浸水被害が及ぶとされている。（次ページ図参照）

＜「たかまつ防災マップ」～ため池ハザードマップ～＞

（その他）

市内の本津川、香東川、詰田川、春日川、新川流域では、天井川を示す箇所も見られ、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風16号においては、高松港で観測史上最高値を記録する未曾有の高潮となり、商店街や市街地を含む沿岸部の広範囲にて被害が甚大であった。また、同年の台風23号では、降雨量が285mmという記録的な豪雨に見舞われ、亀阜、鬼無、下笠居、林、川添地区等で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、家屋の全半壊15戸、床上浸水1,352戸の被害を記録した。

＜「たかまつ防災マップ」～高潮浸水想定区域図～＞

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況（地区内）

- ・商工業者等数 16,010人（令和3年経済センサス）
- ・小規模事業者数 11,496人（令和3年経済センサス）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	1,409	1,275	沿岸部はじめ市内に広く分布
	卸・小売業	4,698	2,716	旧市内を中心に市内に広く分布
	その他の業	9,903	7,505	市内に広く分布

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・災害対策基本法第 42 条の規定に基づく、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務、業務に関して総合的に定めた「高松市地域防災計画」の策定（昭和 39 年 5 月策定、令和 6 年 7 月に第 27 次修正）。
- ・総合訓練を始めとする各種防災訓練の実施、自主防災組織等における防災訓練の指導
- ・防災備品の備蓄
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催

2) 当所の取組

- ・事業者 BCP に関する国や県の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・あいおいニッセイ同和損害保険（株）、損害保険ジャパン日本興亜（株）、東京海上日動火災保険（株）、三井住友海上火災保険（株）と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（折りたたみ式ヘルメット、発電機等）を備蓄

II 課題

現状では、当所と当市において協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時における双方の役割が定まっていないことや、対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定支援を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・「高松市地域防災計画（一般対策編）・（地震対策編）・（津波対策編）」及び「高松商工会議所事業継続計画（BCP）」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく緊急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、高松市のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所と当市の会報・広報誌や、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成25年に事業継続計画を作成、以後随時更新中。最新版はBCPマニュアル（地震編）を令和4年12月に作成、令和6年4月に更新。BCPマニユ

アル（感染症編）を令和5年3月に作成、令和6年4月に更新。（別添参照）

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を締結したあいおいニッセイ同和損害保険（株）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの実施や、同社をはじめ連携協定を締結した損害保険ジャパン日本興亜（株）、東京海上日動火災保険（株）、三井住友海上火災保険（株）とともに損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・高松市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市、高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会の担当職員）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強（当市の予測最大震度）の地震）の発生を仮定し、当市との連絡ルート等の確認等を行う（訓練は必要に応じて、当市の災害対策本部設置運営訓練に合わせて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で当所管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に、メールや電話等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当所と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高松市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・当市で取りまとめた「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

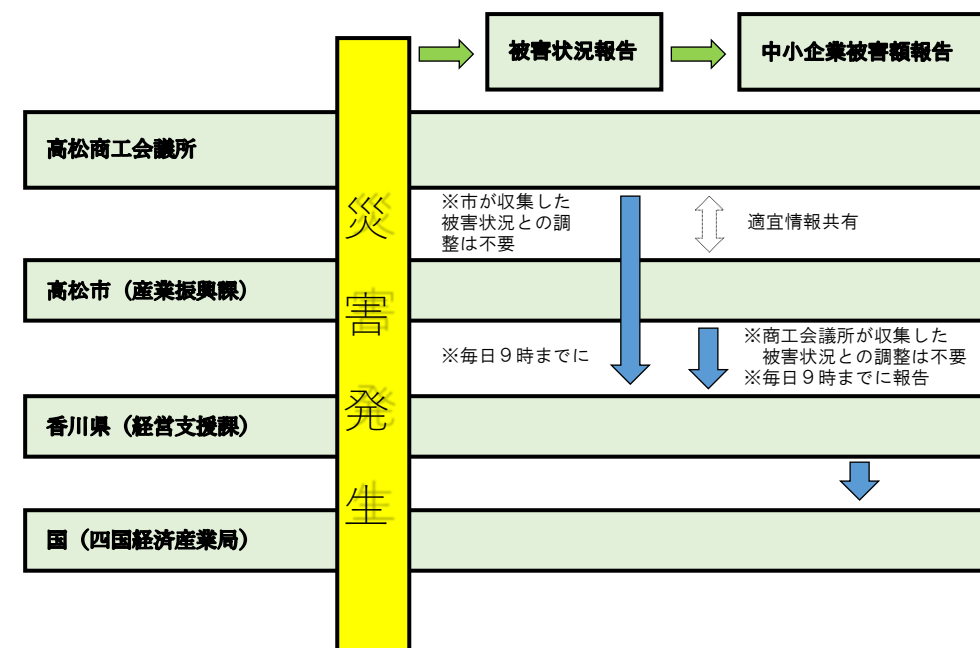
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当所又は当市より香川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を香川県の指定する方法にて当所又は当市より香川県へ報告する。

被害状況報告フロー（香川県の指定する方法）



報告フォーマット

香川県商工労働部経営支援課 宛て (0877-8000023) / 0877-8000023@kagawa.lg.jp															実態調査票		方眼紙 1 100マス		
事業所名 (法人番号)	住 所 (郵便番号)	産業 分類 (業種)	事業 種類 (業種)	事業 規模 (従業員数)	被害 経緯 (発生時刻)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)
事業所名 (法人番号)	住 所 (郵便番号)	産業 分類 (業種)	事業 種類 (業種)	事業 規模 (従業員数)	被害 経緯 (発生時刻)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)
事業所名 (法人番号)	住 所 (郵便番号)	産業 分類 (業種)	事業 種類 (業種)	事業 規模 (従業員数)	被害 経緯 (発生時刻)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)	被害 状況 (被害内容)

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、高松市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当所会館または安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象と

した支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

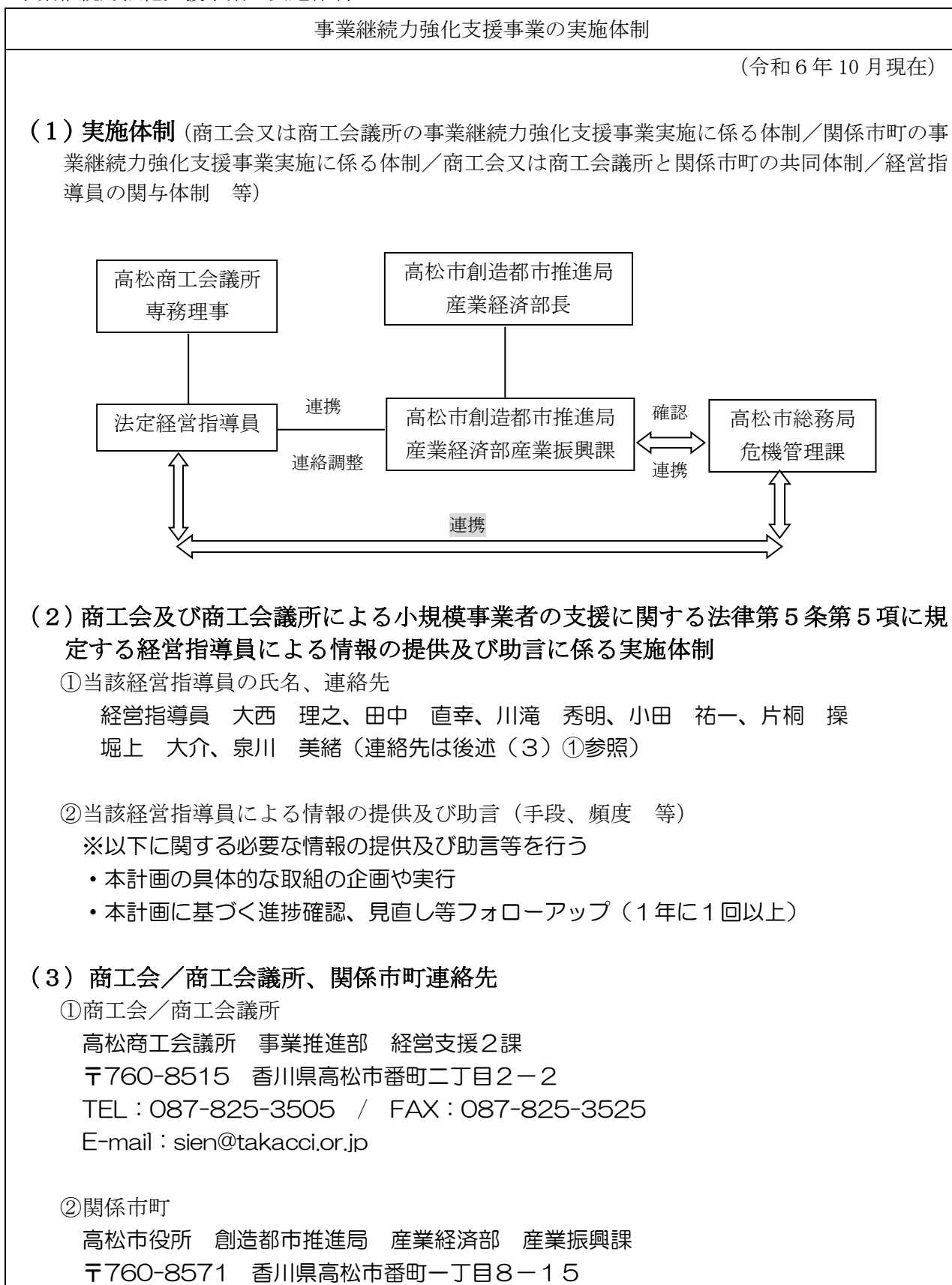
- 国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。具体的には、国や県、当市などの支援施策、例えば補助金、特別税制、制度融資の特例、その他災害関係における特例情報等の周知の徹底と補助金申請手続きの支援等について実施する。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県および日商や各地商工会議所と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- 事業者への事業継続力強化支援の内容や、地方自治体等との情報共有の方法、その他、具体的内容については、別途運用手順を作成する。
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL：087-839-2411 / FAX：087-839-2440

E-mail：shoukou@city.takamatsu.lg.jp

高松市役所 総務局 危機管理課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8-15

TEL：087-839-2184 / FAX：087-839-2210

E-mail：bousai@city.takamatsu.lg.jp

※ その他

- ・実施体制の詳細については、別途運用手順を作成する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
・専門家派遣費	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー 開催費	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
・パンフ、チラシ 作製費	170	170	170	170	170
・防災、感染症 対策費	100	100	100	100	100

調達方法

香川県交付金、高松市負担金、出席者負担金等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等